

## なかつがわ男女共同参画プラン（第 5 次）策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、中津川市（以下「市」という。）が受託者に委託する「なかつがわ男女共同参画プラン（第 5 次）策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 1 委託業務名

なかつがわ男女共同参画プラン（第 5 次）策定支援業務

### 2 業務目的

平成 28 年度から進めている「なかつがわ男女共同参画プラン（第 4 次）」（以下「現プラン」という。）は、計画期間が令和 8 年度末で終了することから、市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに令和 9 年度を初年度とする次期計画を策定することを目的とする。

### 3 業務方針

策定に当たっては、男性にも女性にも選ばれ、ずっと暮らしていきたいと思えるまちづくりを進める視点に立ち、自身が幸福になれるという期待感を持つことのできる社会を次世代に引き継げるように努める。

また、市民が理解しやすく平易な構成、表現に心がけ、分かりやすいものとなるよう配慮する。

なお、現プランでの目標到達状況を勘案の上、特に施策と事業の関係性を再考し、真に必要な内容を集約する。関係各課等にて簡潔明瞭な進捗管理の実施を可能とすること、また、各課の事業への取り組みやすさの向上及び負担軽減を考慮し、事務改善を図ることを念頭に策定する。

第 5 次なかつがわ男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間を計画期間とし、期間中のプランの見直しは、特に必要な場合を除き実施しない。

### 4 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 23 日（火）まで

### 5 関連法令等の遵守等

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。なお、本プランは次の計画として位置づける。

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」

- (2) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」

## 6 委託業務内容

### (1) 令和 7 年度業務（基礎調査業務）

#### ア 情報収集、資料調査、施策調査、現状分析、課題の抽出・整理作業

- (ア) 国・県・他市町村の動向や先進事例等の情報を広く収集し、既存資料（統計資料、行政資料等）と合わせて本業務の参考にすること。
- (イ) 現プランに掲げる事業や次期中津川市総合計画（令和 9 年度から 10 年間）内の関連施策等について、本業務の基礎資料とすること。ただし、次期中津川市総合計画は令和 8 年度中に策定予定のため、必要な都度、その時点での素案等を提供する。

#### イ 市民意識調査（事業所等アンケート調査を含む。）

- (ア) 調査票の設問設計を行う。なお、調査対象の抽出、宛名シールの作成は、市が実施する。調査票は、調査対象ごとに設計する。
- (イ) 設問設計については、変数間のクロス分析ができる調査設計を基本とする。設問内容は、次のとおり設けること。
  - a 意識や傾向の経年変化を比較する設問
  - b 本市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、新たに調査、分析すべき視点を提案の上、これを反映した設問
- (ウ) 調査対象は、市民の状況・事業所の状況が把握できる対象及び人数・件数を設定する。

#### ウ 中津川市男女共同参画社会づくり懇話会及び庁内策定に係る会議等開催支援

会議で使用する資料の作成を行い、会議への出席及び会議録の作成を行うこと。なお、令和 7 年度は 2 回程度（11 月、3 月を想定）開催する予定

#### エ 報告書の作成

回収後の調査票の集計・分析（コメントを含む。）を行い、必要に応じて過去の調査との経年比較を行うこと。

市民意識調査結果報告書及び市民意識調査結果報告書概要版を作成すること。

オ 成果品の納品

(ア) 市民意識調査結果報告書 (A4 版)

(イ) 市民意識調査結果報告書概要版 (A3 版 2 つ折り 1 枚)

(ウ) 市民意識調査の意見等を全件整理したもの

※ いずれも、電子データで納品。白黒又はカラーで作成 (カラーの場合は、白黒印刷しても問題なく読めるよう配慮すること。)。データ形式は、市と協議の上、決定する。

(2) 令和 8 年度業務 (本プラン策定業務)

ア 本プラン骨子案、素案の作成

令和 7 年度業務を基に、市と内容及び時期を協議しながら本プランの骨子案、素案の作成を行うこと。

庁内関係部署宛てに目標値及び事業の設定を依頼する必要があるときは、依頼用調査シートの作成を行うこと。また、進捗の管理方法に応じた進捗確認の実施方法を構築すること。

イ 中津川市男女共同参画社会づくり懇話会及び庁内策定に係る会議等開催支援

会議で使用する資料の作成を行い、会議への出席及び会議録の作成を行うこと。開催後は会議録を作成し、会議結果を踏まえて業務に当てること。なお、令和 8 年度は 3 回程度 (6 月、12 月、2 月を想定) 開催する予定

ウ 本プラン案の作成

中津川市男女共同参画社会づくり懇話会や、パブリックコメントの意見等を踏まえて素案を適宜修正し、本プラン案を作成すること。

エ 成果品の納品

(ア) 第 5 次なかつがわ男女共同参画プラン (A4 版)

(イ) 第 5 次なかつがわ男女共同参画プラン概要版 (A3 版 2 つ折り 1 枚)

※ いずれも、電子データで納品。白黒又はカラーで作成 (カラーの場合は、白黒印刷しても問題なく読めるよう配慮すること。)。データ形式は、市と協議の上、決定する。

データ形式は、市と協議の上、決定する。なお、「3 業務方針」等を踏まえ、プランの頁数を適切な分量で作成すること。

(3) その他

業務全般の各種打合せを市で行うこと。また、仕様書に記載がない事項については市と協議しながら行うものとする。

## 7 成果品等の帰属

本業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、市に帰属する。

## 8 秘密の保持等

業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を遵守することはもとより、公共事業という認識と責務を果たすこと。

## 9 個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。特に、調査票は複写を禁ずるとともに、報告書を納品する際に返却を行うこと。また、作業の過程で、個人情報を含む情報を電子データとして保存している場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に報告しなければならない。

## 10 納入期限

納入期限については、市と協議の上、決定する。

## 11 その他

- (1) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、市と協議の上、定めるものとする。
- (2) 受託者は、市への報告・納品等の期限及び作業スケジュールを厳守すること。